

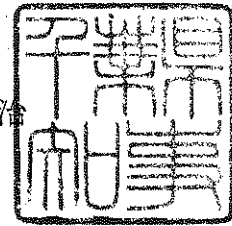
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

氏名 高嶺清掃 株式会社
代表取締役 関川 泰子

第14条第1項
第14条の2第1項
の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可年月日 平成22年9月2日

許可の有効年月日 平成27年7月2日

1. 事業の範囲

(1) 収集の区分

収集 (保除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥、イ 廃油、ウ 廃アルカリ、エ 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く)、カ 紙くず、キ 木くず、ク 繊維くず、ケ 動植物性残さ、コ 金属くず、サ 金属くず (自動車等破砕物を除く)、シ ガラスくず、ス 破砕物くず及び磁器くず (自動車等破砕物を除く)、ソ がれき類

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成2年7月25日	更新許可
平成17年7月25日	更新許可
平成18年11月6日	変更届 (役員変更)
平成21年8月27日	変更届 (役員変更)
平成22年9月2日	更新許可・変更届 (役員変更)
平成23年3月1日	変更許可 (4品目の追加)

4. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

※ 営業の範囲は、千葉市、船橋市及び柏市を除く千葉県の区域とする。

以下余白